



議案第四十二号

門前地区農地造成事業（地区再編農業構造改善事業）の経費の

賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり門前地区農地造成事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求める。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年参月廿三日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

一 事業の名称及び工事名 農地造成事業（地区再編農業構造改善事業）

門前地区農地造成、区画整理、農道整備工事

二 施行場所 三朝町大字三徳地内

三 経費の賦課基準 事業費の三十五パーセント以内を受益者に面積割で

賦課するものとする。

四 徴収の時期 各年度の工事に着手した日の翌日からその年度の

三月三十一日までの間

五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例

第十八号）の例による。